

Q.1 PCU 共通質問用紙を記載すれば、診療情報提供書の作成は不要でしょうか。

A 診療情報提供書は患者連携の基本的な情報と考えております。  
質問用紙はあくまでの PCU 側の質問であり、診療情報以外で知りたい・知っておきたい情報です。  
より良い患者連携のためには両方とも必要不可欠です。

Q.2 PCU 共通質問用紙と、診療情報提供書の両方が必要な場合、面談予約をとらせて頂くために、どちらかの文書で予約だけとることは可能でしょうか。(面談までには、両方の情報提供をさせていただきます。)

A 基本的には、「診療情報提供書」と「質問用紙」の両方を作成の上、予約していただけることを望みます。  
しかし、何らかのご事情がある場合はその限りではありません。連携施設に連絡の上、どちらか一方での予約は可能ですが、もう一方の用紙についても、できるだけ早急に提供いただけますようお願いいたします。  
但し、施設によって面談予約時(日時の予約)に情報提供書等の書類が必要ない場合もありますので、これまでの施設間連携で確認をしてください。

Q.3 PCU 共通質問用紙の II 診療情報 1. 診断 2. これまでの治療概略について、診療情報提供書に記載している場合、重複記載や☑があります。PCU 共通質問用紙の内容が診療情報提供書にきちんと記載している場合は、診療情報提供書を参照にしてもよいでしょうか。

A II-1.2 について、質問用紙の内容が診療情報提供書に“きちんと記載されている”のであれば参照でも構いません。  
確定診断日については、入院後の公的書類に必要な情報であり、必ず記載確認をお願いいたします。

Q.4 IVその他 治療・ケア 5)介護保険の項目は、治療医や外来では、きちんと把握できていないこともある場合、空欄でもよろしいでしょうか。

A わかる範囲の記載で結構です。  
医療相談員や看護師等に記載していただいても構いません。

Q.5 質問用紙は医師以外が記載することも可能ですか？

A 医療相談員や看護師等が、医師から聞き取った情報をもとに記載することは可能です。